おそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする」に、「当該事業再構築業種等」を「事業再構築等関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

第十四条の見出し中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第一項中「事業革新設備の」を「事業革新新商品生産設備の」に、「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　事業革新新商品生産設備導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業革新新商品生産設備の導入の目標

二　導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新新商品の内容

三　導入しようとする事業革新新商品生産設備の内容及び導入時期

四　事業革新新商品生産設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法

第十四条第三項中「その事業革新設備導入計画」を「その事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同項各号中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に、「係る事業革新設備」を「係る事業革新新商品生産設備」に改める。

第十五条の見出し中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第一項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第二項中「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「係る事業革新設備導入計画」を「係る事業革新新商品生産設備導入計画」に、「事業革新設備の」を「事業革新新商品生産設備の」に改め、同条第三項中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に、「認定事業革新設備導入事業者」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に改める。

第二十一条の次に次の二条を加える。

（株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例）

第二十一条の二　認定事業者である株式会社が認定計画に従って公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下この項において同じ。）であって当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき又は認定事業者である株式会社が認定計画に従ってその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定計画に従って当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合における当該認定事業者に係る同法第百九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条第一項	次に掲げる事項	次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）
第百九十九条第一項第一号	募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）	募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）又はその数の算定方法
第百九十九条第一項第二号	募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）	募集株式一株と引換えに給付する当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該公開買付けにおいて当該他の株式会社の新株予約権及び新株予約権付社債（以下「特定株式等」という。）の数
第百九十九条第一項第四号	金銭の払込み又は前号の財産	当該他の株式会社の特定株式等
第二百一条第三項	第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によって	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第三項の決議によらないで
第二百一条第五項	法務省令	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十五条第二項に規定する主務省令
第二百八条第二項	募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産	募集株式と引換えに給付する当該他の株式会社の特定株式等の全部
第四百四十五条第一項	財産の額	財産の額（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の場合にあっては、同法第七十五条第二項に規定する主務省令で定める額）
第四百四十五条第二項	給付に係る額	給付に係る額（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の場合にあっては、同項の規定により読み替えて適用する前項の主務省令で定める額）

2　前項の規定により認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百十二条の規定は、適用しない。

3　会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第三項及び第四項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十四条第一項	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合	当該株式会社の株式の数
	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十一条の二第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合	当該認定事業者である株式会社の株式の数